

●吟遊社内規●

GINYU PRESS : MODIOPERANDI

1999年6月20日発効

2001年3月25日改正

2006年4月30日改正

2021年1月23日改正

- (1) 吟遊社は、俳句を中心とする文化の興隆を目的とする。
- (2) 吟遊社は、俳句雑誌「吟遊」を編集し、発行し、これ以外の出版物を、適宜発行することができる。
- (3) 吟遊社の総責任者として代表を一名置き、夏石番矢とする。
- (4) 俳句雑誌「吟遊」のレギュラー寄稿者を、吟遊同人と呼ぶ。
- (5) 俳句雑誌「吟遊」の編集責任者を、吟遊社代表が、吟遊同人より一名任命し、編集スタッフは、編集責任者が、吟遊同人より適宜任命する。
- (6) 吟遊社全般の経理を担当する会計責任者を、吟遊社代表が、吟遊同人より、一名任命する。
- (7) 吟遊同人になるには、吟遊社代表と俳句雑誌「吟遊」編集責任者の両者の承認を必要とする。吟遊同人は、吟遊同人候補を、吟遊社代表あて、推薦することができる。
- (8) 吟遊同人を辞退するためには、吟遊社代表あて書面にて通知しなければならない。
- (9) 吟遊社代表と俳句雑誌「吟遊」編集責任者の両名の合意によって、吟遊社もしくは俳句雑誌「吟遊」に対して、著しく不都合な言動を起こした吟遊同人を、除名することができる。
- (10) 俳句雑誌「吟遊」に、諸般にわたる助言者として、顧問を若干名、吟遊社代表が依頼し、置くことができる。この顧問を吟遊顧問と呼ぶ。
- (11) 俳句雑誌「吟遊」は、次の三つの理想を実現するように努力する。
  - 1 それぞれの第一言語による俳句という短詩の文学性を高めること。
  - 2 責任あるそれぞれの俳人の個性追及を尊重すること。
  - 3 国籍を超えた俳人との交流をはかること。
- (12) 俳句雑誌「吟遊」は、当面のあいだ、原則として、四月、七月、十月、一月の年四回刊とする。
- (13) 吟遊同人による、俳句雑誌「吟遊」への俳句作品の寄稿は、原則として、九句ないし十五句とする。多行作品は別途考慮する。吟遊同人が、評論・エッセイなどを寄稿する場合は、編集責任者への、あらかじめの申し出を必要とする。そのほかに原稿を、編集責任者から依頼する場合がある。原稿の締め切りは、原則として三月、六月、九月、十二月のそれぞれ十日厳守とする。編集責任者よりあらかじめ、寄稿俳句数を尋ねるので、吟遊同人は、これに返答しなければならない。
- (14) 吟遊同人は、同人費として、俳句雑誌「吟遊」の一号分に対して、八千円を発行前に支払わなければならない。寄稿を一切しない「吟遊」の一号分に対しても、吟遊同人は同人費を支払わなければならない。
- (15) 俳句雑誌「吟遊」の、協議機関として、吟遊同人総会を、原則として、年一回開催する。吟遊同人総会に参加できるのは、吟遊社代表、吟遊顧問、吟遊同人とする。吟遊同人総会の議決は、参加者の半数を持って、成立とする。
- (16) 吟遊社は、句会や俳句研究会などの行事を開催することができる。
- (17) 俳句雑誌「吟遊」の一号分以上の購読者を、吟遊会友と呼ぶ。吟遊会友は、俳句雑誌「吟遊」の会友投句作品欄に投句することができる。吟遊社代表と俳句雑誌「吟遊」編集責任者の両者の判断により、吟遊会友を吟遊同人にすることができる。
- (18) 吟遊社代表の意思、もしくは吟遊同人総会の議決により、吟遊社を解散することができる。

以上

吟遊社代表 夏石番矢